



# 山形県公報

平成20年5月2日(金)  
第1939号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                    |                   |     |
|------------------------------------|-------------------|-----|
| 農業振興地域の区域の変更.....                  | (農政企画課) ...       | 654 |
| 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... | (経営安定対策課) ...     | 同   |
| 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....           | (農村計画課) ...       | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                 | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同   |
| 同.....                             | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 655 |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧.....      | (都市計画課) ...       | 同   |
| 土砂災害警戒区域の指定.....                   | (河川砂防課) ...       | 同   |
| 同.....                             | (同) ...           | 656 |
| 同.....                             | (同) ...           | 同   |
| 同.....                             | (同) ...           | 657 |
| 同.....                             | (同) ...           | 同   |
| 同.....                             | (同) ...           | 658 |
| 同.....                             | (同) ...           | 659 |
| 土砂災害特別警戒区域の指定.....                 | (同) ...           | 662 |
| 同.....                             | (同) ...           | 663 |
| 同.....                             | (同) ...           | 同   |
| 同.....                             | (同) ...           | 664 |
| 同.....                             | (同) ...           | 同   |
| 同.....                             | (同) ...           | 665 |
| 同.....                             | (同) ...           | 666 |
| 開発行為に関する工事の完了.....                 | (庄内総合支庁建築課) ...   | 668 |

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... | 669 |
|---------------------------------------------|-----|

#### 告 示

|                      |   |
|----------------------|---|
| 山形県指定有形文化財の指定.....   | 同 |
| 山形県指定無形文化財の指定.....   | 同 |
| 山形県指定有形民俗文化財の指定..... | 同 |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                                               |     |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正..... | 670 |
|-------------------------------------------------------------------------------|-----|

### 公 告

|                              |             |   |
|------------------------------|-------------|---|
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定の公告..... | (情報企画課) ... | 同 |
|------------------------------|-------------|---|

財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の公表.....(監査委員)...同  
警備員指導教育責任者講習の実施.....(公安委員会)...671

正 誤

告 示

山形県告示第443号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更する地域の名称

鮭川農業地域

2 変更後の区域

鮭川村行政区域のうち次の図に示す区域

(次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課及び鮭川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第444号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.50パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成20年3月19日から適用する。
- 2 平成20年3月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第445号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事 業 名                   | 地 区 名       | 工 事 完 了 年 月 日     |
|-------------------------|-------------|-------------------|
| 広 域 営 農 団 地 農 道 整 備 事 業 | 蔵 王 山 麓 地 区 | 平 成 20 年 2 月 28 日 |

山形県告示第446号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称

最上町東部土地改良区

2 事務所の所在地

最上郡最上町大字富沢1349

3 認可年月日

平成20年4月22日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第447号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称

八沢川土地改良区

2 事務所の所在地

鶴岡市大山字中道92番地2

3 認可年月日

平成20年4月17日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第448号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき河北町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種類 河北都市計画公園

(2) 名称 2・2・1号まちなか公園、2・2・9号ひな市北公園、2・2・10号ひな市南公園、2・2・11号ひなの広場、3・3・1号健康の森

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第449号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 祓川          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 三度川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 二度川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 一度川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|            |           |         |
|------------|-----------|---------|
| 酢川         | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 上ノ代沢 - 1   | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 上ノ代沢 - 2   | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 上ノ代沢 - 3   | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| カリージャ川     | 別紙図面のとおりに | 土石流     |
| 堰神         | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王温泉 1 - 1 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王温泉 1 - 2 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王温泉 2     | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第450号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 城山 1        | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 北目 4        | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |
| 北目 5        | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第451号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 伝左エ門山       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 上ノ宿 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 大鹿  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第452号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 五十沢水上沢      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 家ノ浦         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第453号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 前川          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 板谷沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 栗子沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 五色 - 1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 五色 - 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 板谷2         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 栗子          | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 滑川 - 1      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 滑川 - 2      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 姥湯 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 姥湯 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 板谷 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 峠 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 峠 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 峠 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第454号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 元中山沢 7      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 元中山沢 6      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 元中山沢 5      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 元中山沢 4      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 元中山沢 3      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 元中山沢 2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 大沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 元中山沢 1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 金沢沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 二色根沢        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 釜渡戸沢 2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 川樋沢 1       | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 釜渡戸沢 1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 上野沢 1   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 上野沢 2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 川樋沢 2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 川樋沢 3   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 川樋沢 4   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 川樋沢 5   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 赤湯 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤湯 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤湯 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤湯 5    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤湯 7    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 元中山     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新田      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松沢前 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松沢前 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松沢前 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩部      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳥上坂 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳥上坂 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

山形県告示第455号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 加茂1         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 加茂2         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 清水平         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 清水平2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 坂ノ下2        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 岩倉1         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 岩倉2         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 安養寺川-1      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 安養寺川-2      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 坂ノ下1        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 弁慶沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 石切沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 向山沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 中沢          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 森谷沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 清佐エ門沢川      | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 真台          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 潮連寺川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 浜田          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 不動沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| ウラ川         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 池ノ沢川        | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 平畑沢         | 別紙図面のとおり | 土石流                 |
| 平畑          | 別紙図面のとおり | 土石流                 |



|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 測上      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ヒノ曾沢川   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大波渡川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| みずかみ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| わきみず沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ウチベラ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 弁慶沢 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 弁慶沢 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 弁慶沢 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新町加茂    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩倉 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩倉 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新屋敷 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新屋敷 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新屋敷 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岡町 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岡町 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岡町 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 加茂      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金沢北     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金沢南     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 今泉 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 今泉 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 今泉南     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 小波渡    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平畑2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平畑1-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平畑1-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 淵の上-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 淵の上-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堅苔沢1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堅苔沢1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮田     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮田2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 淵の上2-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 淵の上2-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第456号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 被川            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 三度川           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 二度川           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 一度川           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 酢川            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上ノ代沢-1        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|            |          |         |
|------------|----------|---------|
| 上ノ代沢 - 2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 上ノ代沢 - 3   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| カリージャ川     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 堰神         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王温泉 1 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王温泉 1 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 蔵王温泉 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第457号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 城山 1          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 北目 4          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 北目 5          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに天童市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第458号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 上ノ宿           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 大鹿            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所に

において縦覧に供する。

#### 山形県告示第459号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 五十沢水上沢        | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 家ノ浦           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第460号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 前川            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 五色 - 1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 五色 - 2        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 板谷2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 栗子            | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 滑川 - 1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 滑川 - 2        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 姥湯 - 1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 姥湯 - 2        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 板谷1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 峠 - 1         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 峠 - 2         | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 峠 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
|-------|----------|---------|

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

山形県告示第461号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 元中山沢7         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 元中山沢6         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 元中山沢5         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 元中山沢4         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 元中山沢3         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 大沢            | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 元中山沢1         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 金沢沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 二色根沢          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上野沢1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 上野沢2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 川樋沢2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 川樋沢3          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 川樋沢4          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 川樋沢5          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 赤湯 - 1        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 赤湯 - 2        | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 赤湯 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤湯 5    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 赤湯 7    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 元中山     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新田      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松沢前 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松沢前 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 松沢前 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩部      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳥上坂 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 鳥上坂 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第462号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 加茂 1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 加茂 2          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 清水平           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 清水平 2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 坂ノ下 2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 岩倉 1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 弁慶沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 浜田      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 不動沢川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 平畑沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 淵上      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 大波渡川    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| みずかみ沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| わきみず沢   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 弁慶沢 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 弁慶沢 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 弁慶沢 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新町加茂    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩倉 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩倉 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新屋敷 - 1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新屋敷 - 2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 新屋敷 - 3 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岡町 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岡町 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 岡町 - 3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 加茂      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金沢北     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 金沢南     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 今泉 - 1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 今泉 - 2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|        |          |         |
|--------|----------|---------|
| 今泉南    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小波渡    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平畑2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平畑1-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平畑1-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 淵の上-1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 淵の上-2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堅苔沢1-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 堅苔沢1-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮田     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮田2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 淵の上2-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 淵の上2-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、土木部河川砂防課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

#### 山形県告示第463号

次の開発行為は、完了した。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 許可番号

平成20年2月21日 指令庄総建第77号

#### 2 開発区域に含まれる地域の名称

東田川郡三川町大字猪子字大堰端338-1、338-18、373-1、373-2、376、377-1、377-2、379-1、379-5、415内、428-1、428-2

#### 3 許可を受けた者の住所及び氏名

鶴岡市大宝寺町3番51号  
株式会社ロック



## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年 5 月 2 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

山形県教育委員会規則第13号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年 4 月県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の 1 項を加える。

- 3 県教育委員会又はその委任を受けた者は、忌引休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

山形県教育委員会告示第 5 号

山形県文化財保護条例（昭和30年 8 月県条例第27号）第 4 条第 1 項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成20年 5 月 2 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

| 種 別             | 名 称                 | 員 数 | 所 有 者   | 所 在 地 |
|-----------------|---------------------|-----|---------|-------|
| 有形文化財<br>（典籍の部） | 保定記・続保定記<br>及び印旛沼日記 | 7   | 久 松 龍 子 | 酒田市北俣 |

山形県教育委員会告示第 6 号

山形県文化財保護条例（昭和30年 8 月県条例第27号）第20条第 1 項の規定により、山形県指定無形文化財として次のとおり指定し、及び保持者として認定する。

平成20年 5 月 2 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

| 種 別               | 名 称      | 員 数 | 保 持 者      | 所 在 地    |
|-------------------|----------|-----|------------|----------|
| 無形文化財<br>（工芸技術の部） | 刀工（刀劔鍛造） | 1   | 上林恒平(本名勇二) | 山形市大字長谷堂 |

山形県教育委員会告示第 7 号

山形県文化財保護条例（昭和30年 8 月県条例第27号）第26条第 1 項の規定により、山形県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成20年 5 月 2 日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

| 種 別     | 名 称             | 員 数 | 所 有 者            | 所 在 地   |
|---------|-----------------|-----|------------------|---------|
| 有形民俗文化財 | 富山馬頭観音堂<br>奉納絵馬 | 212 | 東善院住職<br>奥 山 東 順 | 最上町大字富沢 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第31号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部を次のように改正する。

平成20年5月2日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

「 " 公営住宅林泉寺団地集会所  
" 公営住宅塩井団地集会所 」を「 " 公営住宅林泉寺団地集会所」に改める。

### 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年5月2日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県政策推進部情報企画課給与システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 75,171,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、山形県知事から、平成20年2月26日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成20年5月2日

山形県監査委員 田 澤 伸 一  
山形県監査委員 吉 田 明  
山形県監査委員 安 孫 子 昂 也  
山形県監査委員 濱 田 宗 一

| 監査実施団体名         | 指 摘 事 項                   | 措 置 の 内 容                                                                                          |
|-----------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財団法人山形県産業技術振興機構 | 支払事務の遅延により延滞税を発生させたものがある。 | 当該法人から再発防止に係る事務処理の改善策について報告を受けており、改善策の実施について当該法人に対して実地に確認を行ったところです。今後とも、適正な事務処理について、引き続き指導してまいります。 |
| 山形県道路公社         | 料金収入事務で適正でないものがある。        | 会計処理について、地方道路公社法に基づく会計基準及び法人の規定を遵守し適正に処理するよう引き続き指導してまいります。                                         |

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成20年 5月 2日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 中 山 眞 一

- 1 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の期間及び場所

| 区 分    | 期 間                         | 場 所                         |
|--------|-----------------------------|-----------------------------|
| 新規取得講習 | 平成20年7月2日（水）から同月7日（月）までの6日間 | 山形市東古館123番地<br>協同の杜 J A 研修所 |
| 追加取得講習 | 平成20年7月5日（土）から同月7日（月）までの3日間 |                             |

3 受講対象者

| 区 分    | 受 講 対 象 者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規取得講習 | <p>法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 最近5年間に当該講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（旧検定規則第1条第1項に規定する交通誘導業務（以下「交通誘導業務」という。）</p> |

|        |                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(交通誘導業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの |
| 追加取得講習 | 当該警備業務以外の法第2条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込みを行う日において、上記(1)から(4)までのいずれかに該当する者                 |

## 4 定員

| 区分     | 定員  |
|--------|-----|
| 新規取得講習 | 30人 |
| 追加取得講習 | 10人 |

## 5 受講手続

## (1) 事前申込み

受講希望者は、山形県警察本部の事前申込専用電話により事前申込みを行い、受付番号を取得すること。1回の通話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とする。

## ア 事前申込受付期間

平成20年5月19日(月)から同月23日(金)までの日の午前9時から午後4時まで。

## イ 事前申込専用電話の電話番号

023(630)2937

## ウ その他

事前申込者数が定員に達したときは、受付期間内であっても事前申込みを締め切る。

## (2) 受講申込書の提出

ア 事前申込みにより受付番号を取得した後、山形県内に居住する者にあつては居住地を管轄する警察署に、山形県外に居住する者にあつては山形県内の最寄の警察署に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める書類を添付した警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真をちょう付したもの)を直接持参すること。

| 区分     | 書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規取得講習 | (ア) 3の(1)に該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面及び履歴書<br>(イ) 3の(2)に該当する者 1級検定の合格証明書の写し<br>(ウ) 3の(3)に該当する者 2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面<br>(エ) 3の(4)に該当する者 次の受講対象者の区分に応じ、それぞれに定める書面<br>a 旧1級検定に合格した者 旧1級検定の合格証の写し<br>b 旧2級検定に合格した者 旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面 |
| 追加取得講習 | (ア) 上記(ア)から(エ)までに掲げる書類のいずれかの書類<br>(イ) 指導教育責任者資格者証等の写し                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

## イ 提出期間

平成20年5月19日(月)から同月26日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

ウ 受講手数料及び納付方法

受講申込書を提出する際に、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める額に相当する山形県証紙で納付すること。

なお、既納の受講手数料については還付しない。

| 区 分         | 額       |
|-------------|---------|
| 新 規 取 得 講 習 | 38,000円 |
| 追 加 取 得 講 習 | 14,000円 |

6 その他

- (1) 講習は、社団法人山形県警備業協会に委託して実施し、追加取得講習は、新規取得講習と合同で実施する。
- (2) 講習受講に当たっては、新規取得講習にあっては初日の午前9時10分まで、追加取得講習にあっては初日の午後1時まで受付を終えること。
- (3) 講習当日は、筆記用具を持参すること。
- (4) 講習終了後、修了考査を行う。
- (5) 本講習についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。

正 誤

|            |            |     |    |   |   |
|------------|------------|-----|----|---|---|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤 | 正 |
| 平成20. 2.29 | 号外( 3 )    | 7   | 17 |   |   |

誤

「施設長 氏 名 印」を「施設長 氏 名  
(記名押印又は署名)」

正

「施設長 印」を「施設長  
(記名押印又は署名)」

|   |   |    |    |     |     |
|---|---|----|----|-----|-----|
| 同 | 同 | 10 | 13 | 第7号 | 第5号 |
| 同 | 同 | 同  | 15 |     |     |

誤

(山形県都市計画法に基づく開発行為等の規則に関する規則の一部改正)

正

別記様式第6号中「名称及び代表者氏名 印」を  
「名称及び代表者氏名  
(記名押印又は署名)」に改める。

別記様式第7号中「氏名又は名称及び  
代表者氏名 印」を  
「氏名又は名称及び代表者氏名  
(記名押印又は署名)」に改める。

(山形県都市計画法に基づく開発行為等の規則に関する規則の一部改正)

平成20年5月2日印刷  
平成20年5月2日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056